

議案第 4 号

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

学校医等の報酬額の改定及び産業医その他非常勤特別職の職員の報酬額の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

情報公開審査会委員	日額 1 2 , 0 0 0 円
個人情報保護審査会委員	日額 1 2 , 0 0 0 円
行政不服審査会委員	日額 1 2 , 0 0 0 円

別表第 1 嘱託員の項の次に次のように加える。

産業医	年額 4 8 0 , 0 0 0 円
-----	--------------------

別表第1 学校医の項中「762,000円」を「763,320円」に改め、同表学校歯科医の項及び学校眼科医の項中「505,200円」を「506,040円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員は、同一の者が同日中に複数の委員の職務のために勤務したときは、いずれか一つの委員の報酬を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 学校医の項、学校歯科医の項及び学校眼科医の項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																																																
第1条から第5条 略	第1条から第5条 略																																																
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国民保護協議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情報公開審査会委員</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護審査会委員</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会委員</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>嘱託員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>産業医</td> <td>年額 480,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td>年額(1校につき) <u>76</u> 3,320円</td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td>年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円</td> </tr> <tr> <td>学校眼科医</td> <td>年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	国民保護協議会委員	略	情報公開審査会委員	日額 12,000円	個人情報保護審査会委員	日額 12,000円	行政不服審査会委員	日額 12,000円	略	略	嘱託員	略	産業医	年額 480,000円	略	略	学校医	年額(1校につき) <u>76</u> 3,320円	学校歯科医	年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円	学校眼科医	年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国民保護協議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>嘱託員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td>年額(1校につき) <u>76</u> 2,000円</td> </tr> <tr> <td>学校歯科医</td> <td>年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円</td> </tr> <tr> <td>学校眼科医</td> <td>年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	国民保護協議会委員	略	略	略	嘱託員	略	略	略	学校医	年額(1校につき) <u>76</u> 2,000円	学校歯科医	年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円	学校眼科医	年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円	略	略
職名	報酬額																																																
略	略																																																
国民保護協議会委員	略																																																
情報公開審査会委員	日額 12,000円																																																
個人情報保護審査会委員	日額 12,000円																																																
行政不服審査会委員	日額 12,000円																																																
略	略																																																
嘱託員	略																																																
産業医	年額 480,000円																																																
略	略																																																
学校医	年額(1校につき) <u>76</u> 3,320円																																																
学校歯科医	年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円																																																
学校眼科医	年額(1校につき) <u>50</u> 6,040円																																																
略	略																																																
職名	報酬額																																																
略	略																																																
国民保護協議会委員	略																																																
略	略																																																
嘱託員	略																																																
略	略																																																
学校医	年額(1校につき) <u>76</u> 2,000円																																																
学校歯科医	年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円																																																
学校眼科医	年額(1校につき) <u>50</u> 5,200円																																																
略	略																																																
<p><u>備考</u> 情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員は、同一の者が同日中に複数の委員の職務のために勤務したときは、いずれか一つの委員の報酬を支給する。</p>																																																	
別表第2 略	別表第2 略																																																
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1学校医の項、学校歯科医の項及び学校眼科医の項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>																																																	